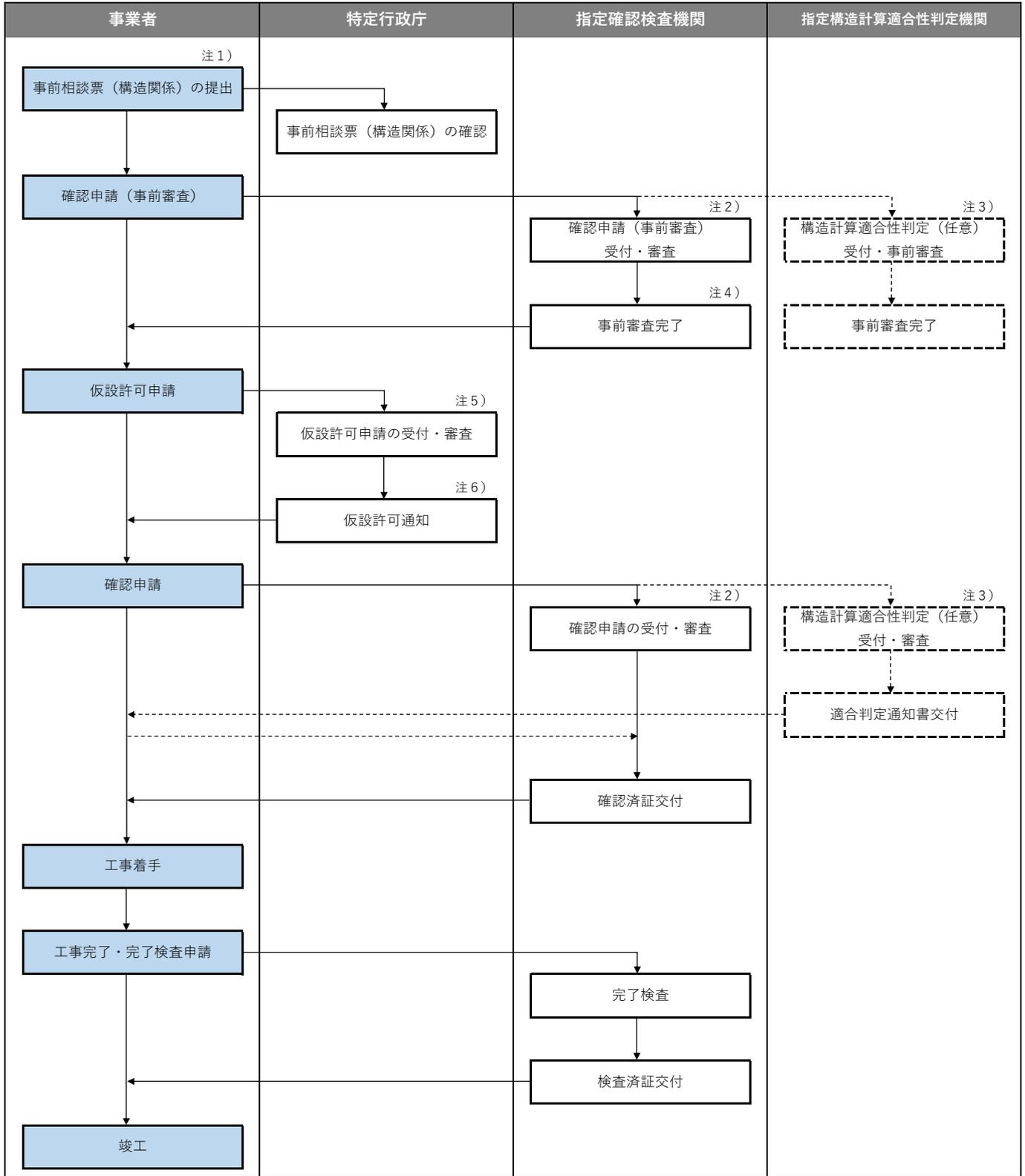


2027年国際園芸博覧会 仮設許可申請及び確認申請に関する流れ



- 注1) 事前相談票（構造関係）の提出が必要な建築物は、**平屋かつ延べ面積200㎡越え、もしくは2階建て以上の建築物**のみとなります。
- 注2) 建築基準法第20条第1項各号に掲げる建築物は、それぞれ当該各号に定める基準を適用し、構造安全性を確かめ、確認申請において、指定確認検査機関が審査を行ってください。（法第85条第6項又は第7項、令第147条第1項の規定により一部規定の適用を除外することを横浜市が認めた場合を除きます。）  
ただし、建築基準法第6条第1項第3号に該当する建築物で、確認の特例を受ける場合は、構造関係規定について指定確認検査機関の審査は省略できます。
- 注3) 建築基準法施行令第81条第2項第1号に定める基準（保有水平耐力計算及び限界耐力計算）により安全性を確かめる建築物で、申請先の指定確認検査機関が、必要と判断した場合は、構造計算適合性判定（任意）を受けてください。
- 注4) **指定確認検査機関は、事前審査完了後、事前審査済であることが明示された図書を事業者（申請者）に返却してください。**（イメージ図）  
なお、上記対応が難しい場合は、横浜市にご相談ください。
- 注5) 指定確認検査機関において、確認申請の事前審査が完了していない建築物は、横浜市が仮設許可申請において、構造安全性の審査を行います。
- 注6) 指定確認検査機関において事前審査が完了している場合、仮設許可申請から仮設許可通知までの期間は、2～3週間程度を想定しています。

